

# 「太平山麓九条の会」だより

事務局：須黒法律会計事務所 〒328-0027 栃木市今泉町 2-4-18 FAX0282-22-3757

電話連絡先0282-22-7079(増田)

Eメール [oohirasanroku9jc@yahoo.co.jp](mailto:oohirasanroku9jc@yahoo.co.jp)

HP：太平山麓九条の会で検索



151号  
2020年1月9日発行

## 「日本国憲法前文」と「第九条」

太平山麓九条の会副代表

田上 中



私は現在大学生の双子の孫たちと、五年前に「憲法前文・唱和の会」を結成しました。

孫が来ると「憲法前文」続いて「九条」の条文を唱和します。私自身は、毎晩ベッドに着くと、直ぐ胸の内で、これを誦んじて眠ります。

前文と九条は、序文（親）と本文（子）の関係にあります。前文の前段には「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないように」とあり、第二段の初めには「日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を強く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。前者は、憲法制定の目的は（戦争させない）こと、後者は、その「具体的手段」を表明しています。

このように、前文の中には、第九条（戦争の放棄、軍備および交戦権の否認）が、すでに謳われています。まさに両者は深く繋がっています。

前文には、「日本国民は、恒久の平和を念願し」とあり、九条は「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」で始まっています。この両者の対比は「恒久」即ち（永久・永遠・未来永劫）に平和が続くように、との願いがこめられており、九条の「正義と秩序を基調とする」は前文の後段にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」との文言と共鳴しています。「前文」には「戦争の惨禍を再び起させない」との主権者国民の理念・決意が凝縮されています。また前文冒頭が重要で「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と代議制の選挙が表明されています。この意味することを知るなら、選挙権を正しく行使することが当然で、棄権者はほとんどなくなるのではないのでしょうか。以上「前文」讃歌です。

### お知らせ

◇成人式豆本撒き＝新成人に豆本を手渡します。参加できる方はお近くの会場まで

日時：1月12日（日）

大平中学校体育館・藤岡文化会館＝8時30分集合 岩舟文化会館・9時集合

栃木文化会館・都賀文化会館・西方文化会館＝9時30分集合

◇「憲法学習会」

日時：① 2月15日（土）13時30分～ ② 3月14日（土）13時30分～

場所：くらら 会議室

紙芝居「檻の中のライオン」を使っての学習会（詳しくはチラシをごらんください）

◇「無言館・檻の俳句館」への旅

5月22日（金） 費用：8000円（バス代・入館料・昼食代含む）

水害で延期になっていた「無言館・檻の俳句館」を訪れるバス旅行の日が決まりました。いろいろお忙しいとは思いますが、予定に入れておいてください。



○スタンディング 1月9日（木）市役所前 1月19日（日）とちぎコープ前 両日とも15時から

○スタッフ会議 1月24日（金）・2月14日（金）・2月28日（金）くららで 13時30分から



すでにブラックとレッテルを貼られている教員の働き方、とりわけ勤務時間に関して年単位で調整する変形労働時間制に関する「給特法」(教職員給与特別措置法)改正案が成立してしまった。[2019.12. 5]

「成立してしまった」としたのは、明らかにおかしい代物だからだ。成立を許さないとする立場ならば、憲法の骨格である個人の尊厳を重視する議員とみなす。改正案に賛成する議員や文科省官僚そして内閣は、人が人らしく生きる人権のことを理解していないと断じる。

そもそも教員の職務とは、教育基本法が示すように子どもたちの「人格の完成」を最高の目標に、教科・生活指導などを行う崇高なものであり、その働き方は強い使命感を土台とする。さりとして自らの心身や生命を犠牲にしてまで長時間献身的に働くことには大きな疑問がある。教員も人間としての尊厳を秘めた存在であることに何ら変わらないのだから、教員もまた人権が尊重されて当然である。

「給特法」の改正は勤務時間の過多だけを主問題にする、自転車に例えれば前輪のみの改革案で、しかも教員自身がハンドルを操作することができないもの。教員が漕ぐことで駆動する後輪である教材研究と授業実践、生活指導、成績評価などの事務処理、テスト問題の作成や採点作業、提出物の点検、生徒や保護者への通信の作成、通知表や指導要録の作成、教育委員会からの要請への回答事務、会計事務、課外活動の指導、問題行動への指導と保護者対応などに配慮したものではない。教員本来の職務、働き方の本質と使命はその後輪にこそある。

ブラックと評される教員の働き方は、その後輪

がひどく多忙極まるからだ。立法化にあたり個人の尊厳のための改善を重点課題として、多忙の軽減こそ重点的に議論して働きやすさを前面に出すのが教育行政、ことに国・文科省の絶対的な役割のはずだ。

月額4%の教職調整額に拘泥して、勤務時間を繁忙期と閑散期に分けて調整するだけで終わらせることは、単に見た目に前輪を軌道修正するにすぎず、多忙極まり喘いで急坂を上る重い駆動輪はいつこうに軽くなる。しかも残業月45時間以内の根拠は不明だ。教員への職務に関して十分な配慮がされているとは到底考えられない。だから代物なのだ「給特法」改正は。「お上の言う通りにやれ」と言わんばかりだ。これでは使命感に燃えた教員が子どもたちを「人格の完成」に向かわせつつ、自らは「人格」と「個人の尊厳」の破滅に追い込まされていくだけだろう。よく欺瞞のように称される新自由主義的な自己責任ってやつだ。

人間らしく生きるための多忙の極致からの解放は容認されないのか。教員はマシンではない。筆者自身の体験を踏まえれば、ことさら先生達の呻き声があちこちから笄のように響き渡ってくるのが聴こえる。筆者は訴えたい。私たちは人権感覚がひどく薄い候補者を国会・立法府に送り出してはならないし、議院内閣制の下で個人の尊厳を軽視する内閣を組織させてはならない。官僚は優等生の感覚を捨てて教育現場に張り付いてでも現実を熟知せよ。その際付度だけは禁じ手だ。この国はいつになったら人が人らしくなれる真の意味での一流国になるのか。



## 『憲法九条を守る』とは 地球温暖化防止』と同義語

過去に、地球上の全生物の75%を絶滅させたチチユルブ隕石衝突(6600万年前)では、約400ギガトン(400,000,000,000トン)のCO<sub>2</sub>が排出された」と推定。一方、『人為的CO<sub>2</sub>排出量は、2018年の一年間で約40ギガトンを超えた』という。近年の、人為的CO<sub>2</sub>排出量を総計するとチチユルブ隕石衝突のCO<sub>2</sub>排出量に四敵することが分かった。(AFP)

人為的CO<sub>2</sub>排出量の中には全産業と戦争による排出量が関与する。しかし、両者を比べると戦争による排出量の方が膨大で桁外れに大きい。前回の戦争以降は局地戦が続いている。軍備は増大している。もし大戦争になればCO<sub>2</sub>排出量は激増し地球温暖化は急激に進み地球上に人間は住めなくなる。

憲法九条は戦争放棄と戦力不保持を謳っている。憲法九条を守ることはCO<sub>2</sub>排出量を根本的に削減することになる。従って、『憲法九条を守る』ことは『地球温暖化防止』と同義語なのである。憲法九条を守ることの意義を再認識しなければと考える。  
(山本磐夫)

